

評議員会の運営に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人お金をまわそう基金(以下「当財団」という。)の定款第5章に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

2 理事は、1名以上、評議員会に出席しなければならない。

3 監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならないが、必要があると認められた場合は、意見を述べることができる。

第2章 評議員会の種類及び招集手続等

(評議員会の種類及び開催)

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は毎時事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求を受けたとき

(招集)

第4条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の手続)

第5条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次の事項を定める。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項があるときはその事項

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・一般財団」という。)第180条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに次条に定める召集の通知をしなければならない。

(招集の通知)

第6条 評議員会を招集するには前条第2項の場合を除き、代表理事は評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して書面又は電子的記録でその通知を発しなければならない。

2 代表理事は、前項による通知の発出に代えて、評議員の全員の同意があるときには、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第3章 評議員会の議事

(議長)

第7条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第8条 評議員会は、定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議長は、評議員会の開催に際し、出席者数を確認しなければならない。

(権限)

第9条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員、評議員の選任及び解任
- (2) 役員及び評議員の報酬等の支給の基準並びに費用に関する支給の基準
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(決議)

第10条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 理事等の責任の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部譲渡
- (5) 基本財産の処分又は除外

- (6) 解散後の法人の継続
- (7) 合併契約の承認
- (8) その他法令で定められた事項

(評議員会の決議の省略)

第11条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第12条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(役員等の説明義務)

第13条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合、その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した評議員及び理事、監事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 補足

(改廃)

第15条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2019年10月10日から施行する。

別表

議事録記載事項

I 第6条の規定により評議員会が開催された場合

1. 開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)
2. 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
3. 議長の名前
4. 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
5. 議事の経過の要領及びその結果
6. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

II 第11条の規定により評議員会の決議があったものとみなされた場合

1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
2. 前記1の事項の提案をした者の氏名
3. 評議員会の決議があったものとみなされた日
4. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
5. 評議員の同意書

III 第12条の規定により評議員会への報告があったものとみなされた場合

1. 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
2. 評議員会への報告があったものとみなされた日
3. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名